

**FAX 03-5312-8847**

※番号間違いにご注意下さい

# プラスワン 全額繰上返済依頼書

※フラット35とプラスワンを同日に完済される場合、「フラット35」のご依頼のみで構いません。

● ご依頼日

年 月 日 (本依頼書をご提出いただく日付)

● ご依頼者

★ 部分は漏れなくご記入下さい。

★ フリガナ												印 認印可	
★ 債務者 または 連帯債務者名	※ お二人でご契約の場合どちらか1名で可												
債権番号(10桁) もしくは 顧客番号(15桁)													債権番号は10桁のもの、 顧客番号は「25」で始まる15桁
★ 住所	(〒 - )												
★ 電話番号	- - (日中ご連絡の取りやすい電話番号を必ずご記入下さい。)												

● 完済希望日

年 月 日

ご依頼日より1ヵ月以降の日付をご記入下さい。

※但し、毎月14日(土日祝日の場合は翌営業日)を除く平日

● 完済の形態 (※ご選択下さい☑)

① 他の金融機関で借換

② 融資物件を売却

③ 自己資金による返済

※①②に☑の場合、必ずご記入下さい

※担当者が決まっていない場合は  
担当者名のご記入は不要です。

金融機関名  
または仲介業者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ 担当者 \_\_\_\_\_

● 抵当権抹消書類受領方法 (※お借換・ご売却の場合、受領方法は必ず先方に確認の上ご選択下さい☑)

※ PDFファイル2頁目「全額完済の流れ」下表もご参照下さい。

1. ご本人様へ郵送(速達簡易書留によりご完済日当日に発送)

2. ご本人様ご来社による受領(本人確認書類・実印が必要です)

3. 司法書士による代理受領(委任状が必要となります)

※2. 3. のお渡し場所は、弊社本社(新宿区新宿)のみとなります。

弊社使用欄

※本書を郵送される場合は、下記宛をお願いいたします。

〒160-0022  
東京都新宿区新宿1丁目3番12号 5階  
株優良住宅ローン 管理部 内山 宛


受領	入力	発送	確定	処理

## 全額完済の流れ

プラスワン  
(弊社ローン)

①	お客様から 弊社へ	★プリントアウトした「全額繰上返済依頼書」の太枠内ご記入・選択・捺印後、 <u>ご完済日1カ月前弊社必着</u> でご提出下さい。(FAXまたは郵送) (郵送でご提出される場合は、必ずコピーを取りお控え下さい) ※ご完済日につきましては、毎月14日(土日祝日の場合は翌営業日)を除く平日にてお申込下さい。 ※借換の場合は借換先金融機関名、融資物件売却の場合は仲介不動産会社名もご記入下さい。(それぞれ連絡先と担当者名もご記入下さい。)
		★ご提出いただきました「全額繰上返済依頼書」に基づき作成した『繰上償還申請書』及び『プラスワン繰上返済金お振込依頼書』を、弊社より郵送いたします。 ※弊社に①の依頼書が届いた日の翌営業日までに、郵便にて発送いたします。 ※ご完済金額と振込先口座情報が記載された書類です。同封の控はご完済日当日まで失くさないようご注意ください。
③	お客様より 弊社へ	★お手許に届きました書類の内、『繰上償還申請書』にご署名・ご捺印(実印)の上、同封の返信用封筒にてご返送下さい。 ※申請書は実印による捺印が必要です。ご契約時より改印されている場合は、ご返送時印鑑証明書を添付願います。

この間、お客様側にて行う作業や手順はございません。  
(申請書ご返送後に中止・延期される場合は、速やかにご連絡下さい。)

④	ご完済日 当日	★「繰上返済金お振込依頼書」の口座へ、できるだけ早い時間に電信扱いにてお振込下さい。(※引落ではございません) ★弊社指定口座へのお振込が確認できましたら、抵当権抹消書類がお引渡し可能となります。 ※抵当権抹消手続は、完済後にお客様側にて行っていただく手続となります。
		 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">抹消書類授受方法については下表ご参照</div>

弊社指定口座へのお振込確認後、以下の書類をお渡しいたします。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 抵当権設定契約証書</li> <li>・ 登記識別情報通知</li> <li>・ 抵当権解除証書</li> <li>・ 抵当権抹消登記委任状</li> </ul>
ご本人様へ 郵送	速達簡易書留にて、ご完済日当日中に発送いたします。(※完済日当日には届きません)
ご本人様が ご来社	本人確認書類(運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等、写真付のもの)とご実印をお持ちになり、弊社新宿本社へお越し下さい。(※18時迄)
司法書士による 代理受領	司法書士であれば会員証(資格者証)、補助者の方は補助者証をお持ちの上、弊社新宿本社へお越し下さい。(※18時迄) ※ご本人様の委任状(抹消書類の代理受領)も必ずお持ち下さい。 ＜代理受領の場合でも、抵当権抹消手続に不要な書類(契約証正本や債務消滅証書等)は、原則ご本人様宛ご返却(簡易書留にて郵送)いたします。＞